

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会  
会 長 谷 村 隆 三  
【 公 印 省 略 】

### 社会保険の加入に関する下請け指導ガイドラインの改訂等について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では、建設業における社会保険等への加入について、平成29年度までに事業者単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では少なくとも製造業相当の加入状況を目指し総合的な対策を進めています。

この目標を達成するため、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針となる「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を平成24年7月に定めています。

今般、社会保険未加入対策の目標年次まで1年を切ったことから、社会保険等への加入徹底に向けた取組を一層強化するため、同ガイドラインの一部を改定するとともに、その取り扱いについて定めた旨、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長より連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、同ガイドラインでは、遅くとも平成29年度以降においては、適用除外でないにもかかわらず、未加入である建設企業は下請け企業として選定しないとの取扱いとすべきであるとともに、「**適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めない取扱いとすべきである**」としています。

今回の取り扱いにおいて、特段の理由とは、次のような場合をいうとされました。

- ①当該作業員が現場入場時点で60歳以上であり、厚生年金保険に未加入の場合。
- ②例えば、伝統建築の修繕など、当該未加入の作業員が工事の施工に必要な特殊の技能を有しており、その入場を認めなければ工事の施工が困難となる場合。
- ③当該作業員について、社会保険の加入手続き中であるなど、今後確実に加入することが見込まれる場合。

ただし、仮に特段の理由により入場を認めた場合であっても、あくまで特例的な対応であり、引き続き加入指導は行うべきであるとされています。